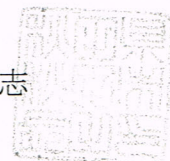


文 法 第 1 1 5 号
平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

秋田市公文書管理委員会
会長 竹田 勝美 様

秋田市長 穂 積 志



不服審査制度に係る審議について（依頼）

秋田市公文書管理条例（平成 2 4 年秋田市条例第 5 8 号）第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、下記により審議くださるようお願いいたします。

記

1 審議事項

改正行政不服審査法に基づく不服審査制度の適用除外について

2 内容

平成 2 6 年 6 月に行政不服審査法が全部改正され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されます。これに伴い、特定歴史公文書等利用決定等に対する不服申立ての審理体制等について、貴委員会の意見を伺うものです。

3 添付資料

- (1) 行政不服審査法関連三法の概要（総務省資料）
- (2) 不服審査の流れ

担当課 総務部文書法制課
文書・歴史資料担当 若松、佐藤
内線 3 2 5 2、2 0 2 5
直通 8 6 6 - 2 2 7 2